

第3章 防災に強く快適に暮らせるむらづくり

The 6th Strategic The Master Plan of Izumizaki Village. VI

第1節 総合的な防災対策の推進



1 火災の予防

<現況と課題>

近年の火災の発生件数をみると、建物火災が減少傾向にあるもののたき火や野焼きの不始末による火災が増加しています。廃棄物処理法第16条の2により野焼きやごみの焼却が禁止されていますが、一部例外規定もあることから、厳格に規制できない状況にあります。このため、住民一人ひとりが常に防火に対する認識を持ち、野焼きやごみの焼却により周辺の家庭に悪影響を及ぼしていることに気づき、自らこれを抑制する意識を高める必要があります。

毎年、春と秋の火災予防運動を中心に、また、日頃からあらゆる機会・場所をとらえて、住民の防火意識の高揚に努めていますが、わずかな気の緩みから火災の発生につながり、大切な生命・財産を失いかねません。住民の皆さん自らが防火の意識を高く持ち、未然に火災の発生を防ぐ対策を講じていかなければなりません。

<基本計画>

消防組織の強化、消防施設整備の充実に努めるとともに、地域住民及び事業所との連携を密にし、火災予防に努めます。

<実施施策>

- 防火意識の高揚
- 防火管理体制の強化
- 危険物規制の徹底
- ごみ焼却の法的規制及びたき火や野焼きの危険性の周知徹底
- 消防団、地域住民・消防団OB及び事業所が一体となった火災予防、消火活動等（機械器具の含む）の訓練・講習会及び情報提供の充実



火災発生状況

年度	件数	火災の種別			
		建物	林野	車両	その他
令和2年度	6	2	0	1	3

第3編 基本計画

令和3年度	4	4	0	0	0
令和4年度	5	1	2	1	0

(火災統計資料)

2 消防組織・施設の整備と強化

<現況と課題>

住民の生命、身体及び財産を守るためには、消防組織の強化、消防施設の整備はもとより、あらゆる災害の予防体制・警戒体制を強化する必要があります。

常備消防においては、運用できる人員の確保、教育訓練の充実、消防機械の整備などが課題となっています。

非常備の消防団においては、近年の就労環境の変化により、消防団員の就労形態も様変わりしてきていることから、火災や災害発生時の消防団員召集に苦慮している現状にあります。これに加え、少子化の進展などにより団員の確保が難しく、組織の統廃合及び団員の削減などについても検討する必要があります。

このような状況のなか、本村においては、消防団員のOBや役場職員により機能別消防団を組織し、消防団員不足に備えることといたしました。

水利施設については、消火活動には不可欠なもので、消防活動を有効に展開するためには、一層の整備充実が必要です。

通信施設については、消防の中核とも言うべきものであり、現有の施設の更新はもとより、災害発生時において、より確実な情報伝達を行うことができるよう、その整備充実が重要な課題となっています。

<基本計画>

火災の発生を未然に防ぐために、住民の防火意識の向上に努め、常備消防と消防団の連携を強化し、住民、企業等と一体となった効果的な消防体制の確立を図ります。

<実施施策>

- 予防消防の徹底
- 消防水利の整備
- 消防体制の強化
- 消防団の充実
- 機能別消防団の維持強化



消防団及び消防施設の状況

分団別	定数	団員数	設備器具	防火水槽	消火栓
本部	48	45	ポンプ車		
第1分団	16	16	ポンプ車	3	12
第2分団	16	16	ポンプ車	5	15
第3分団	83	81			
第3分団1部			積載車	0	4
第3分団2部			ポンプ車	4	21
			タンク車		
第3分団3部			積載車	2	26
第3分団4部			積載車	2	13
第3分団5部			ポンプ車	0	24
第3分団6部	積載車	2	3		
第4分団	23	22			
第4分団1部			積載車	3	4
第4分団2部			積載車	1	5
第4分団3班			積載車	1	8
第5分団	26	26	ポンプ車	1	53
第6分団	29	28	ポンプ車	3	30
計	241	234		27	218

(令和5年4月1日現在)

(住民生活課 資料)



消防車両更新事業【消防設備の充実】

3 防災対策の充実

<現況と課題>

住民が安心して生活を営むため、災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるなど、防災対策の充実は重要な課題です。

本村においては、災害対策基本法第42条に基づき、地域防災計画を作成し、住民を災害から守ための事項を定めるとともに、毎年検討を加え、必要に応じて修正することにより、万全を期すこととしています。

この地域防災計画は、東日本大震災での教訓、あるいは、近年、多発している大規模な自然災害の状況などから大きく見直す必要があります。

また、丘陵地への宅地化の進行など都市化の進展に伴い、災害の発生する潜在的な危険性が増大しています。 ※国土強靱化基本法における国・県及び泉崎村国土強靱化地域計画（令和3年3月）との調和を図る。

<基本計画>

住民の生命、身体、財産を守り、被害を最小限に食い止めるため地域防災計画を見直し、新たな防災施策を推進します。

また、災害発生時の住民・行政の行動を適切なものとするため諸施設・組織の充実及び災害ボランティアの育成を図るとともに、防災訓練・避難訓練などを行い、村民総ぐるみの防災体制の強化を図ります。さらには、他県、他管内の自治体あるいは広域的に事業を展開する民間企業等との間に災害時応援協定の締結を模索し、防災体制のさらなる充実を図ります。

<実施施策>

- 防災情報体制の確立
- 森林・河川の保全、整備
- 地域防災組織の育成
- 防災教育の充実
- 災害時応援協定の締結
- 再生可能エネルギーの活用

ios

Android



泉崎村防災アプリ

災害時や緊急時の情報や災害発生場所、避難所等が確認できる。

令和3年3月(阿武隈川浸水想定見直し)防災マップ更新

第2節 道路交通系の整備



1 道路交通網の整備

＜現況と課題＞

本村は江戸時代から奥州街道が通り、交通には比較的恵まれた地域です。中央部にJR東北本線泉崎駅があるほか、国道4号、東北自動車道、東北新幹線が村内を通り、矢吹IC、あぶくま高原道路に隣接し、新幹線新白河駅まで約12kmの位置にあります。



奥州街道 御宿場印〔踏瀬宿〕

村内の県道は3路線、村道は249路線あり総延長157kmであり、改良率61%、舗装率68.8%と整備水準に近年大きな変動はありません。

道路の維持管理面にあたっては、舗装路面の損傷及び交通荷重等を考慮しながら道路交通に支障のないよう維持管理を行っているが、近年の交通量の増加や舗装の老朽化から総合的かつ計画的な維持修繕等管理が、急務となっています。

また、近年災害等の発生が多発していることから、緊急輸送道路等の整備も重要な施策となっています。

＜基本計画＞

(1) 幹線道路網の整備促進

国道4号線については、朝夕の通勤時間帯の渋滞解消と交通安全を図るため、全線4車線化に向けての要望を継続しています。事故発生の危険性が高い矢吹IC前後については交通安全対策事業の先行着手を図るとともに、県道バイパスなどの未完成路線についても着手可能な環境整備に努めます。

(2) 村道の整備促進

幹線村道の維持補修計画を最優先に計画策定します。また、舗装整備後経年劣化している村道については、計画的に補助事業等により舗装改修を進め、あわせて、未整備村道の解消を目指して村道整備を進めます。



景観と利便性の調和

＜実施施策＞

- 国土交通省交通安全対策事業
- 社会資本整備総合交付金事業
- 幹線道路拡幅改良事業
- 防災・安全交付金事業
- 狭あい道路整備事業
- 村道整備事業

2 公共交通機関の確保と充実

<現況と課題>

JR東北本線は、村内及び近隣の住民の通学や通勤に利用され、欠くことのできない交通手段となっています。

また、村内を通るバス路線は、乗客数の減少により廃止されており、高齢者や障がい者をはじめとする交通弱者対策の継続、充実が必要となっています。

<基本計画>

少子高齢化の進行や周辺地域開発に伴う需要の高まりを踏まえ、本村の交通結節点である泉崎駅の関連交通機能の強化に向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図りつつ、東西自由通路整備や駅周辺整備を推進していきます。

村内を巡回運行している福祉バス「ふれあい号」は高齢者や障がい者等の交通弱者を中心に必要とされる交通手段であるため、駅周辺整備に併せて、村民が利用しやすい運行体制の構築を検討していきます。さらには、高齢化による運転免許返納や地球温暖化等の問題に対応するため、自動運転技術の活用、EV充電スポット及び次世代燃料(e-fuel)^{※1} 充填スポット等、カーボンニュートラルに対応する仕組みづくりも併せて進めていきます。

<基本施策>

(1) 泉崎駅周辺整備

- 駅周辺整備計画策定
- バリアフリー基本構想策定
- 東西自由通路整備事業
- 駅東側交通広場整備事業
- 駅東側駅前道路整備事業
- 駅東側駐車場・駐輪場整備事業
- Suica^{※2}の導入に向けた要望活動



泉崎駅周辺の整備イメージ

(2) 公共交通（デマンド交通）

- 福祉バス運行体制の充実
- ノンステップ車両の導入
- スクールバス導入の検討
- 運転免許返納に対する支援
- 高速バス乗降場の利活用
- 自動運転技術の活用
- EV充電スポットや次世代燃料(e-fuel) 充填スポット設置の検討



イメージイラスト

※1 e-fuel 二酸化炭素(CO2)と再生可能エネルギー由来の水素(H2)を原材料として製造するカーボンニュートラル燃料

※2 Suica(スイカ) 東日本旅客鉄道(JR東日本)等で導入されている電子マネー

第3節 生活環境の向上



1 住宅対策

＜現況と課題＞

一般住宅においては、昭和56年以前の住宅は旧耐震基準で建築されており、地震発生時には危険性があります。地震による家屋被害に対する不安を解消するため、木造住宅等耐震化支援事業〔泉崎村耐震改修促進計画 R4.3 策定〕を行っていますが、引き続き周知していく必要があります。また、少子高齢社会の影響により、今後、空き家の増加による住環境の悪化が懸念されるため、村内の空き家の解消と有効活用を推進する必要があります。空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の規定に基づき、泉崎村空き家・空き地バンク事業や（仮称）泉崎村空き家・空き地対策推進計画の策定など、泉崎村内の空き家及び空き地の有効活用を通して、空き家等の抑制と定住促進による地域の活性化を図ります。

公営住宅は、いずみ団地、寄井団地、新田東山団地の3箇所です。61戸、定住促進住宅は1箇所です。40戸合計111戸あります。住宅のほとんどが築30年以上経過しており、老朽化が進んでいるため修繕費も増大しており、今後、計画的な補修の実施や建て替え取り壊し等を検討する必要があります。

＜基本計画＞

(1) 住宅開発の計画的推進

民間による宅地造成の推進を図り適切な土地利用を行っていきます。
村営住宅団地の販売に関し、完売を目標に積極的な販売を目指します。

(2) 公営住宅の計画

公営住宅の長寿命化計画に基づき、公営住宅の計画的な修繕等を行います。

(3) 空き家・空き地の対策の推進



泉崎村空き家・空き地バンク事業
(令和5年6月制度開始)

＜実施施策＞

- 民間宅地開発事業の適正な土地利用誘導
- 公営住宅長寿命化対策事業（公営住宅等ストック総合改善事業）
- 若年層の土地購入助成制度の制定
- 定住土地無償譲渡
- 若年層の定住促進賃貸住宅建設

- 泉崎村空き家・空き地バンク事業の充実
- 空家等対策の推進に関する特別措置法（第6条）に関する空家等対策計画
※（仮称）泉崎村空き家・空き地対策推進計画の策定
- ニーズに対応した移住定住支援策（奨励金・補助金等）の検討

< 泉崎村空き家バンク制度 >



< 空き家・空き地バンク制度 >

空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより得た情報を登録し、空き家等の利用を希望する者に対し紹介するための空き家等の情報登録制度です。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条の規定に基づき、泉崎村内の空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、空き家等の抑制と定住促進による地域の活性化を図るため、泉崎村空き家・空き地バンクの実施について必要な事項を定めたものです。（令和5年6月13日告示第68号）

2 公園の整備

< 現況と課題 >

生活に「うるおい」と「やすらぎ」をもたらし、地域の魅力をさらに高めるため、泉崎村総合運動公園（さつき公園）や各地区の農村公園等の整備を進めてき

ましたが、現状の公園では、利用の目的や対象者が限定されてしまうため、より多くの地域住民が気軽に利用できる新しい空間整備が求められています。また、トイレは男女共用かつ老朽化が著しく、男女別トイレや多目的トイレ等、ユニバーサルデザインへの配慮が課題となっています。



さつき公園児童運動広場

＜基本計画＞

既存公園については、トイレ等を含め公園を快適に利用することができるよう、施設利用者のモラルの向上と住民参加による管理体制を構築し、維持管理に努めるとともに、経年による施設の損傷、腐食に関しては改修等を検討していきます。

また、競技に特化した泉崎村総合運動公園（さつき公園）は、更なる利活用を目指して、引き続き機能充実を図るとともに、利用者にとってより快適な空間となるよう維持管理に努めます。

さらに、要望の多い親水公園・遊具広場等の新設については、にぎわい創出の拠点として泉崎駅周辺整備計画策定に併せて検討し、親子連れの遊び場をはじめ、健康づくりや憩いの場として、また、幅広い年齢層の方々が気軽に利用できる地域交流の場として、さらにはイベント広場等として利活用できるように、住民の意見を反映させながら、個別計画を策定して検討を進めていきます。

＜実施施策＞

- 都市公園長寿命化対策事業※1
- 都市公園等統合補助事業
- 駅周辺整備計画策定
- バリアフリー基本構想策定※2
- 立地適正化計画策定
- 都市構造再編集集中支援事業※3



「うるおい」と「やすらぎ」の都市公園



【出典】国土交通省：移動等円滑化促進方針・基本構想

注1 都市公園施設長寿命化対策支援事業：①事業計画の社会資本総合整備計画に、公園施設長寿命化対策支援事業計画を記載したもので、i)計画期間中の整備方針と目標、及びその効果。ii)計画期間中の事業実施箇所及び整備内容。iii)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費。計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るもの。②面積要件として面積2ha以上の都市公園における施設の改築。都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の要件を適用。ただし、遊戯施設については、これを適用しません。

注2 バリアフリー基本構想制度：高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体に推進するために、市町村が作成する構想のこと。《バリアフリー法第25条》市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することができます。

注3 「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

3 ユニバーサルデザインの推進

＜現況と課題＞

ユニバーサルデザイン^{※1}とは、年齢、性別、国籍、障がい、能力の如何を問わず、誰もが同じように利用できる施設や環境あるいは情報などを設計することにより、全ての人のための社会をつくりあげようとする考え方です。

ユニバーサルデザインには7つの原則があります。

- ① どんな人でも公平に使えること
- ② 使う上で柔軟性があること
- ③ 使い方が簡単で自明であること
- ④ 必要な情報がすぐに分かること
- ⑤ うっかりミスを許容できること
- ⑥ 身体への過度な負担を必要としないこと（弱い力でも使えること）
- ⑦ アクセスや利用のための十分な大きさと空間が確保されていること



本村における公共施設では、保健福祉総合センター・幼稚園・小学校・中学校などでその考え方を取り入れた施設整備を行っています。

しかしながら、交通整備、環境整備、建築など全ての分野では、まだまだユニバーサルデザインの考えが普及していないのが現状です。将来を見据えたむらづくりを進めるうえで、常にこの考え方を念頭にいった整備をする必要があります。

＜基本計画＞

ユニバーサルデザインの考え方を普及させるためには、公共施設のデザイン（設計）はもちろんのこと、村民一人ひとりはこの考え方を熟知し、私たちの生活を支える食生活や住環境、教育環境、地域コミュニティ、あらゆるサービス等についても「全ての人のため」という考え方に立ち、利用者全ての人に安心・安全・快適なものやサービスを提供できるよう啓発を行います。



＜実施施策＞

ピクトグラム

- ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進
- 公共施設改修・新築の際のユニバーサルデザイン整備
- 情報の発信

注1 平成30年に法律第100号で、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律が制定されました。この法律は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的権利を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念ののっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とするものです。また、法第4条では、地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有します。法第5条では、事業者及び国民の努力として、事業者及び国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ユニバーサル社会の実現に寄与するように努めなければならないとされています。

4 上水道施設の整備と充実

＜現況と課題＞

本村の水道施設は、昭和35年に旧関和久簡易水道として創設され、以後2期に渡り拡張事業を実施しましたが、地形的な制約等から上水道の未給水地区もあり、これらの区域は井戸水を水源としているため、水道拡張要望が多く寄せられました。

本村上水道は、従来ボーリングによる地下水を水源としていましたが、平成13年度より阿武隈川水系堀川のダムを水源として白河広域圏から日量3,510^mを受水し、予備水源として踏瀬浄水場（日量800^m）を維持管理して安定供給体制が確立されました。

平成23年の東日本大震災を教訓として復旧資材をストック集積し、緊急の漏水修理に対応しました。また、平成25～29年度にかけ主要道路に埋設されている石綿セメント管の布設替工事も行いました。

今後、配水能力を上回る見通しも想定し、遊休井戸水源の再活用の検討を図りつつ、未布設替石綿セメント管の更新工事を進めて参ります。

＜基本計画＞

水道事業運営の健全化と安全で安定した水の供給を進めます。また、災害時に即応出来た村内工事業者との水道施設復旧協定の強化と未給水地区解消に努めます。



安心安全な水の提供

上水道給水量の推移

区分	平成24年度	平成29年度	令和4年度
計画給水人口(人)	7,600	7,600	7,600
給水計画区域人口(人)	6,636	6,366	6,033
給水人口(人)	5,574	5,344	5,125
年間給水量(^m)	922,306	894,025	961,553
1日最大給水量(^m)	4,435	3,913	4,111
1日平均給水量(^m)	2,520	2,500	2,634

(泉崎村建設水道課資料)

＜基本施策＞

- 上水道事業の健全運営
 - ・ 公営企業として受益者負担の原則に基づき適正料金による健全財政の確立
 - ・ 事務処理の効率化・コスト縮減・合理化の推進
- 災害時等における危機対策の充実強化
 - ・ 東日本大震災時に即応出来た村内水道工事業者との水道施設復旧協定強化とライフライン確保に向けた体制づくりの充実

- ・ 災害時の水源確保のため遊休井戸等の活用促進
- ・ 踏瀬浄水場の維持管理及び水需用見通しによる愛宕町浄水場の整備検討
- 漏水防止対策
 - ・ 石綿セメント管の計画的な更新



5 下水道施設の整備と充実

<現況と課題>

本村の下水道施設は昭和58年度から平成24年度までに農業集落排水事業で7地区、昭和60年度にコミュニティプラント整備事業で1地区が施工整備されました。

本村の生活排水処理率は93.8%まで到達している状況の中、今後は下水道処理区域内の水洗化率向上のため加入推進と維持管理体制を確立し、下水道施設未整備散在集落の循環型社会形成推進地域計画による快適な住環境の向上を目指します。

<基本計画>

農業集落排水事業の完成に伴う、加入の更なる促進と維持管理体制の継続と集排施設の機能強化対策事業の早期対応を図ります。

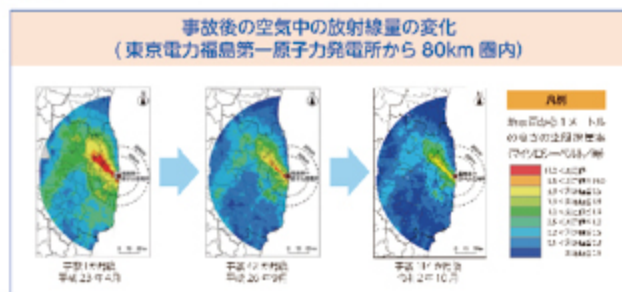
<実施施策>

- 循環型社会形成推進地域計画による合併浄化槽整備事業の推進
- 上水道水量連動による下水道料金算定の検討

6 放射能対策（除染）及び放射能教育の推進

<現況と課題>

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故では、大量の放射性物質が放出され、村内全域において地表、建物、森林などに汚染被害を受けました。震災に起因するライフラインやインフラの復旧及び原発事故がもたらした放射能汚染により、村民は目に見えない放射能に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされた除染も完了^{※1}しました。



(出典) 福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について (令和3年2月原子力規制委員会) より作成

しかし、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故での、大量の放射性物質原子力災害の教訓は後世に継承する必要があります。原子力災害は、科学技術の進歩とそこに内在するリスクに、社会としてどう向き合うべきなのかという問題を、私たちに再認識させました。科学技術の進歩が生活を豊かにし、時に多くの人の命を救う一方で、様々なリスクを生み出した現代社会において、二度と悲惨な災害を繰り返さないためには、村の幼稚園及び小・中学校の教育課程における放射能教育として位置づけて参ります。科学技術や法律、政治、哲学、数理解析等のあらゆる知恵を駆使して、対話によって望ましい社会を見いだしていく必要があることを、福島県及び本村の教育の在り方を考えていく上でも教訓として継承していきます。

注釈1 【村民の健康不安を解消するとともに、風評被害を払拭するため、泉崎村除染実施計画に基づいた除染及び除染により発生した除去土壌や廃棄物は、中間貯蔵施設へ輸送されました。住宅等の除染完了は平成27年12月15日、中間貯蔵施設への輸送は令和3年12月20日に完了】

測定してみよう!

身の周りの放射線を測定してみよう。



文部科学省：放射線副読本

<基本計画>

泉崎村教育委員会では、放射線等の基本的な性質についての理解を深め、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、行動する力を育成していきます。

また、防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自ら安全を確保したり自分の役割を自覚して行動したりする力を育成します。

<実施施策>

(1) 放射線等の基本的な性質についての理解

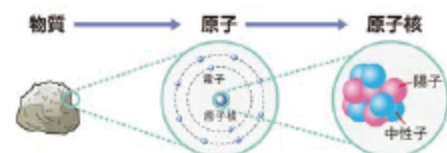
- ①各学年において、放射線教育を位置付け、組織的・計画的に取り組む。
- ②文部科学省や福島県教育委員会作成の副読本等を効果的に活用し、客観的な立場から指導する。
- ③震災関連施設等を訪問する体験的な学習を推奨する。

(2) 防災学習や各種訓練の実施

- ①学校の全体計画を作成・改善し、地域の実態を踏まえた訓練を実施する。
- ②文部科学省や福島県教育委員会作成の副読本等を効果的に活用し、災害に応じた行動を身に付けさせる。

(3) 自ら考え、判断し、行動する力の育成

- ①処理水の海洋放出等、今後表れてくる課題に対し、客観的に判断し自分の考えをもてる学習を行う。
- ②学校教育全体を通し、他者との対話と協働で課題を解決する学習を行う。



第4節 循環型社会の形成



1 循環型社会の形成

<現況と課題>

これまでに、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとして、多くの個別関連法が制定・整備されてきています。

本村でも、循環型社会形成のため、白河地方広域圏の構成市町村とともに「容器包装リサイクル法」に基づく分別回収を実施しており、成果をあげています。

近年、地球温暖化による環境問題が叫ばれる中、村内にも環境に配慮しリサイクルや再生可能エネルギーに関心を持つ住民・事業所が増えてきています。このような動きをさらに活発化させ、環境に配慮した実践活動の促進と、その裾野を広げる施策の推進が求められます。

<基本計画>

廃棄物の抑制、廃棄物等の資源としての循環的な利用を行うことを基本とし、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に配慮した実践行動、特に4R（リサイクル*1、リユース*2、リデュース*3、リフュース*4）及び再生可能エネルギー*5の適正な導入を推進します。

*1 リサイクル：資源として再利用する。 *2 リユース：使えるものは繰り返し使う。

*3 リデュース：ごみを減らす。 *4 リフュース：不要なものを余計なものを買わない。

*5 再生可能エネルギー：エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」、政令では、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

<実施施策>

○ 環境との共生

村の豊かで美しい自然環境を将来に引き継ぎ、自然と人との共生（再生可能エネルギー含む）する地域づくりを推進します。

○ 循環型社会の構築

清らかな空気、水を保全するとともに、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築を推進します。

○ 地球環境保全

地球に生きる一員として地球温暖化防止対策などに取り組み、かけがえのない地球環境を世界の人々とともに守ります。

○ 参加と連帯

村民・事業者、行政などのあらゆる主体が積極的かつ連携した環境保全活動に取り組みます。



環境との共生（美しい自然環境）

第5節 交通安全・防犯対策の充実



1 交通安全対策の充実

<現況と課題>

村をはじめ関係機関の懸命な交通安全対策の推進により、交通事故発生件数は減少傾向にあります。交通災害は身近な問題であり、引き続き警戒が必要となります。泉崎村交通対策協議会、泉崎村交通安全協会、泉崎村交通安全母の会においては、交通安全運動期間中にはテント村を実施して、交通安全意識の高揚を図っています。

また、村内各所で立哨指導を実施し、児童、生徒の交通安全を確保しています。

近年の交通事故発生状況を見ると、高齢化社会の進展に伴い高齢者の事故が増加し、若年層を中心とする事故が絶えません。また、歩行者、自転車利用者などの事故も増減はあるものの、依然として高い割合を示しています。

このような状況の中、交通事故の発生を抑止し、撲滅するためには、生涯を通じた交通安全教育を充実させ、交通道德に基づいた交通安全意識の高揚を図ることが重要です。

一方、交通安全施設の整備においては、引き続きその整備充実に努め、効果的な交通安全対策を積極的かつ総合的に推進する必要があります。



<基本計画>

住民を交通事故から守り、安全で快適な生活を確保するために、交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、交通安全教育の普及・徹底に努めます。

<基本施策>

- 交通安全意識の高揚
- 交通安全教室の充実（特に高齢者の交通安全教室）
- 自転車及び原動機付自転車（ミニバイク）の教育指導
- 交通安全施設等の整備
- スクールゾーン内の交通安全施設の整備充実

村内の交通事故発生状況

区分	令和2年	令和3年	令和4年
事故件数（件）	17	8	8
死者（人）	0	0	0
負傷者（人）	20	9	9

（泉崎村住民生活課資料）

2 防犯対策の充実

<現況と課題>

本村では、白河警察署泉崎駐在所を中心として、村防犯協会等^{*1}と連携した防犯体制がとられています。近年における村内の犯罪発生件数は、減少傾向にはあるものの横ばいの状態となっています。

このような状況の中で、犯罪のない明るいむらづくりを推進するため、防犯協会活動の充実を図るとともに、地域の住民が互いに連帯を深め、自主的に犯罪の起こりにくい環境をつくるための自主防犯組織を育成し、村民総ぐるみによる防犯体制の充実を図る必要があります。

また、夜間における犯罪の発生を防止するために、地域の実情に合わせて防犯灯の整備充実を図る必要があります。



<基本計画>

安全を脅かす、あらゆる犯罪や暴力から住民を守るとともに、地域住民の防犯意識の向上を図り、明るく住みよい生活環境を確立するため、強力な防犯運動を推進します。また、青少年の犯罪や非行を防止するため、地域ぐるみの防犯運動と安全で快適な環境づくり活動を推進します。

<実施施策>

- 防犯施設の整備・管理
- 防犯協会活動の充実
- 自主防犯組織の育成
- 防犯意識の高揚
- 近隣市町村、警察署、各種団体との連携強化
- 警察の警備体制については駐在所の充実・強化

注1 防犯協会：「地域住民を守る」という活動を行なう警察を、さまざまな面でサポートしている団体のひとつに「防犯協会」というものがあります。防犯協会は、「安全で明るく住みよい社会」をスローガンに活動している公益財団法人で、防犯知識の普及活動、覚せい剤などの薬物乱用の防止、青少年の健全育成、風俗環境の浄化、暴力団の排除などを警察と連携して実施しています。防犯協会は、財団法人「全国防犯協会連合会」を中心に、都道府県防犯協会、都道府県暴力追放運動センター、地区防犯協会、市（区）町村防犯協会、さらには防犯連絡所、防犯推進員、防犯指導員、防犯ボランティア団体などに分かれ、全国規模でその活動を展開しているのです。

第6節 地域情報化の推進



1 情報化の推進

＜現況と課題＞

近年の情報技術革命（IT革命）により、多様なニーズに対応可能なデジタル基盤の整備が求められています。通信インフラの整備などのハード面はもとより、安全・安心で利便性の高いサービスの提供など、ソフト面からもより利用しやすい環境の整備が求められています。

また、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが情報化の恩恵を享受することができるような施策の推進が求められます。

＜基本計画＞

高度情報化社会に的確に対応するため、高速情報通信網の整備に努め、都市、農村間の基盤整備及び利用コスト格差の解消に努めます。

ソフト面では、デジタルファースト、ワンスオンリー*1、コネクテッドワンストップ*2の原則に則り、利用者視点に立った誰もが利用しやすいサービスの構築に取り組みます。*1 一度提出した書類を二度提出すること。*2 複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。

また、村民に対しても情報化社会へ対応するための研修会等を開催し、デジタルデバインド（情報格差）の是正やデジタル人材の育成を進めていきます。

＜実施施策＞

- ニーズに即したデジタルインフラの整備
- 村民への的確な情報提供環境の構築
- 多様な行政手続きのオンライン化、ペーパーレス化
- 研修会、講習会等の開催による情報技術の習得、セキュリティ意識の啓蒙



LINE QRコード*

泉崎村公式LINE

泉崎村公式LINE：各種申請や受付及び生活に役立つ情報お知らせ、子育てメニュー予約など

第4章 助け合う福祉のむらづくり The 6th Strategic The Master Plan of Izumizaki Village. VI

第1節 社会福祉の充実



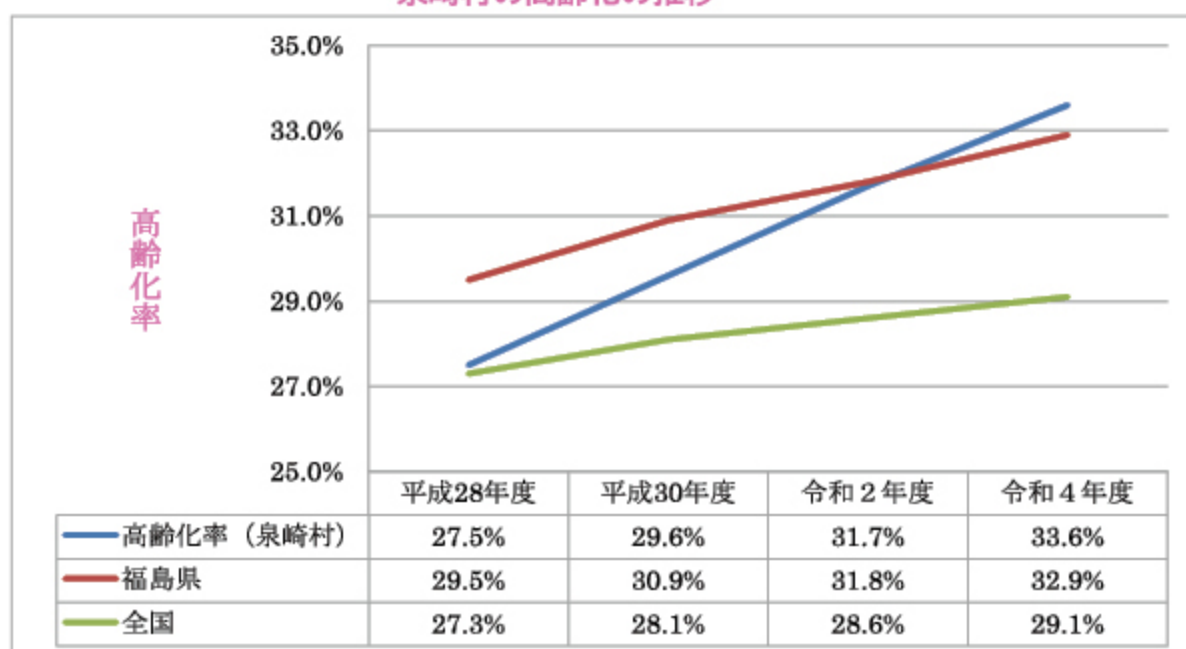
1 地域福祉の向上

<現況と課題>

本村では、現在65歳以上の高齢者人口は、2,079人で総人口の33.6%を占めており、平成28年(27.5%)、平成30年(29.6%)、令和2年(31.7%)と比較すると着実に高齢化が進んでいることから、住民の福祉への関心及びニーズは年々増大し、多様化しています。そのため、多様化した要望を行政のみで対応していくことが益々困難な状況となっています。地域の人々がともに助け合い、ともに生きる地域社会を形成するためには、社会福祉協議会・民生児童委員・ボランティア団体等の福祉関係者及び住民が連携を図りながら、地域福祉の向上を推進していくことがより重要です。東日本大震災が発生した際、混乱することなく住民が協力して困難に立ち向かえたことも、助け合い、支え合う精神が働いたためと思われまます。

また、地域福祉の推進を全村的に展開・充実していくためには、福祉関係団体、シルバー人材センター、個人等の協力を得ながら、その活動が円滑に推進されるように支援する必要があります。

泉崎村の高齢化の推移



(泉崎村保健福祉課資料)

＜基本計画＞

村民一人ひとりが、助け合う心を養い、地域ぐるみの福祉環境を整えていくため、在宅福祉施策の強化とともに福祉思想の啓発・普及を図り、福祉を担う人々を育てていきます。

＜実施施策＞

- 広報活動の充実
- 各種団体等との組織的連携による福祉活動支援
- 地域医療福祉相談室の充実〔令和4年度設置〕



2 高齢者福祉の充実

＜現況と課題＞

年々加速する少子高齢化によって、本村でもひとり暮らし高齢者や老々世帯（高齢者のみ世帯）もこれに比例して増加傾向にあります。そのため、高齢者が安心して暮らせる生活環境等の整備を支援することが求められます。本村では従前から行ってきた各種高齢者支援事業を今後も展開することはもちろん、支援事業そのものにおいても弾力性をもった活用が必要となります。また、高齢者等を地域で見守る「意識の啓発」や「体制の整備」が必要です。一人暮らし高齢者の増加により、起こりえる様々な事故や孤独死から高齢者等を守り生きがいを支援することが課題となっています。

（1）介護予防・生活支援の充実

高齢者が安心して暮らしていくためには、要介護状態にならないこと、要介護状態になったとしても悪化させないことが重要です。そのためには、現在実施している介護予防教室や各種教室に積極的に参加できる体制を整備し、普段からの健康維持に努め、要介護状態になったときには、悪化を防ぐために、介護サービスの積極的利用が必要となります。

また、認知症の発症については、早期の発見と悪化の防止が重要であり、認知症高齢者の家族介護の負担は増大であることから、支援体制の強化が求められています。

（2）生きがいと健康づくりの推進

閉じこもりがちな高齢者に生きがいを持たせるため、平成14年度から展開している「出前元気はつらつ教室」は村内9か所で毎月開催していますが、昨今希薄になってきている地域内や世代間の交流を深めるための方策が必要とされています。

(3) 高齢者にやさしいまちづくり

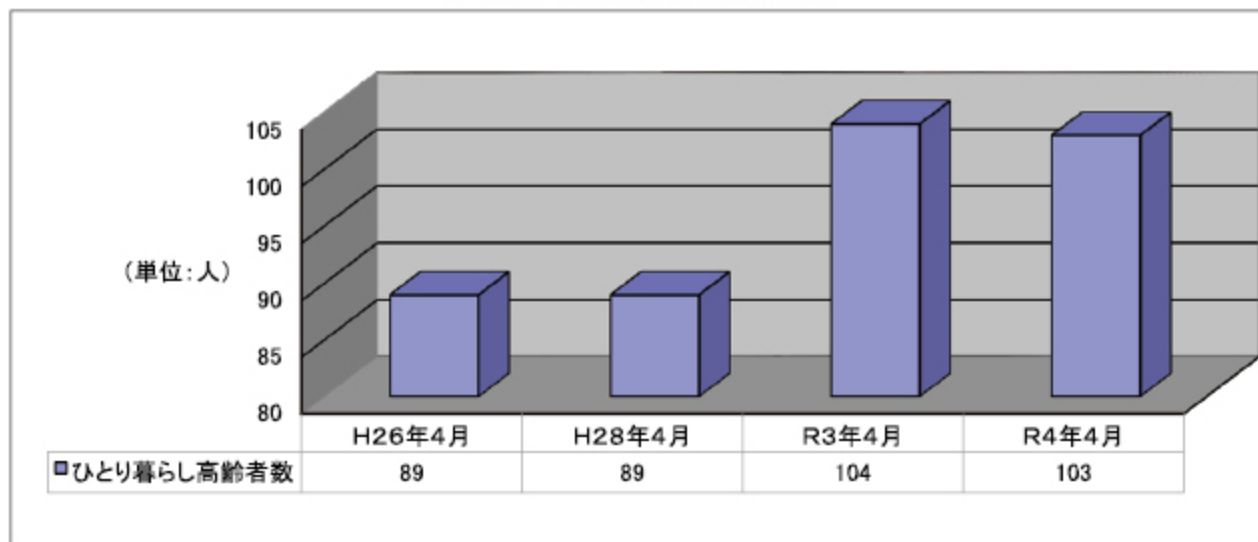
誰もがともに楽しく生きることのできる社会実現のため、人をいたわる心や社会に役立つと思う福祉の心を持つための育成が必要です。また、全ての住居において、段差解消やスロープ化及び手すりの取り付けなど、高齢者にやさしい住まいづくりが求められています。

<基本計画>

村内全ての高齢者が生きがいを持ち、健康でかつ安心して暮らせるよう、居住環境の整備支援、介護予防、認知症予防、生きがい対策を含めた高齢者福祉サービスの充実を目指します。

また、高齢者を支えるための(思いやりの心)や(助け合いの心)を養う地域づくりも重要であることから、福祉人材の育成と確保、福祉ボランティアの育成を図り、高齢者の社会参加を推進します。

ひとり暮らし高齢者の推移



(泉崎村保健福祉課資料)

<実施施策>

(1) 介護予防 ・ 生活環境支援の充実

- 在宅介護支援事業
- 寝具乾燥消毒事業
- 高齢者生きがい活動支援通所事業
- 福祉人材育成(ホームヘルパー養成)事業
- 老人日常生活用具給付事業(緊急通報システム)
- 軽度生活支援事業
- 紙おむつ給付事業
- 食の自立支援事業

(2) 生きがいと健康づくりの推進

- 老人クラブ活動支援事業
- シルバー人材センター活動支援事業
- ニュースポーツの普及
- 友愛訪問

- (3) 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業
 - 公共施設のバリアフリー化の推進



～共生社会の実現～

3 障がい者福祉の充実

<現況と課題>

本村の障がい者は、年々に増加傾向にあります。身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者ともに増加しており、社会環境の複雑化に伴い、障がい者の状況も複雑かつ多岐にわたりニーズも多種多様化しています。

このような状況の中で、平成25年からは地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（障害者総合支援法）に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策が求められております。さらに、平成30年4月には「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充などが示されました。

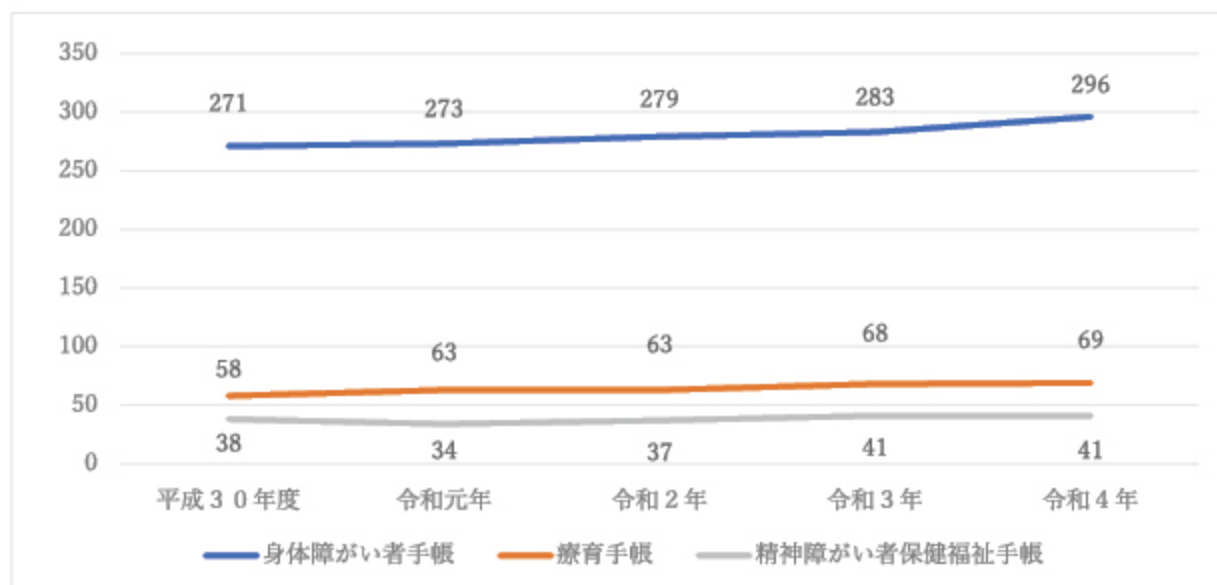
本村には、障がい者支援施設と精神障がい者支援施設が開設され活動していることから、障がい者に対する理解・関心がある程度浸透しています。しかしながら昨今は、障がい者への虐待の報道が時折マスコミにでるなど、虐待はいつ起こってもおかしくないのが現状です。そのようなことから、しらかわ地域障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談・通報を24時間受理できる体制をつくり、支援しています。

このようなことを踏まえ、今後は障がい者と地域住民がともに生活できるインクルーシブ社会〔共生社会〕を築くため、障がい者に対する理解、各種サービスの情報収集及び情報提供、相談体制の整備、在宅福祉サービスの充実、障がい児保育の場の充実等が求められています。

<障害者総合支援法の理念>

- ①全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。
- ②全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- ③全ての障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること。
- ④社会参加の機会が確保されること。
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ⑥障がい者及び障がい児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること。

障がい者手帳所持者数



(泉崎村保健福祉課資料)

<基本計画>

(1) 障がい者福祉の充実

障がい者と地域住民との交流機会を拡充することにより、障がい者への理解を深めるとともに、社会福祉協議会や障がい者福祉団体等と連携し、情報提供や相談体制の整備を行うことにより、各種福祉サービスの向上に努めます。

(2) 保育の充実

障がいのある幼児・児童に対し、必要に応じて適切な保育と養育サービスを提供できる体制の整備に努めます。

(3) 障がい者への虐待防止と啓発

障がい者の虐待予防及び早期発見に努め、組織的に取り組みを行い、問題解決を図ります。

<実施施策>

- 障がい者総合支援給付事業
- 重度心身障がい者医療費の助成
- 障がいのある子どもたちへの養育支援
- 障がい者への虐待防止に関する普及及び啓発
- インクルーシブ社会〔共生社会の実現〕の推進
※インクルーシブ教育（教育委員会・連携）



4 子育て支援の充実

<現況と課題>

女性の就業機会の拡大、核家族化や少子化の進展に伴い、安心して子育てを行える環境の整備が求められています。要保育児童の増加が進行する中、保育所・幼稚園、特に児童とその兄弟姉妹を同じ施設で保育する児童館の役割はより重要となっています。

本村では、各機関の受入体制の充実を図り、待機児童のない施設運営を行ってまいります。

児童クラブ利用状況（第一児童クラブ、第二児童クラブ）

年齢・学年	平成30年度	令和4年度	令和5年度（登録者）
1年生	①21 ②14 35人	①17 ②14 31人	①13 ②15 28人
2年生	①18 ②14 32人	①16 ②12 28人	①19 ②17 36人
3年生	①19 ②8 27人	①19 ②23 42人	①15 ②11 26人
4年生	①6 ②4 10人	①20 ②5 25人	①13 ②14 27人
5年生	①9 ②1 10人	①19 ②8 27人	①15 ②3 18人
6年生	①3 ②1 4人	①8 ②6 14人	①15 ②4 19人
合計	①76 ②42 118人	①99 ②68 167人	①90 ②64 154人

（児童クラブ登録児童数一覧より）

<基本計画>

(1) 子育て環境の充実

家庭における子育てを基本としながら、子育てに不安や孤独感を感じることなく、安心して子育てができるよう、子育てを支援するサービスの充実を図るとともに、地域社会で子育てを支援する体制を整備します。また、子育てに関する相談や情報の提供に努めます。※地域の实情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実。

(2) 子育て支援サービスの充実

共働き家庭への対応など、延長保育や一時保育・一時預かりなどきめこまかな保育サービスの提供を推進する。

<実施施策>

- 放課後児童健全育成事業
- 一時保育・一時預かり、延長保育の充実



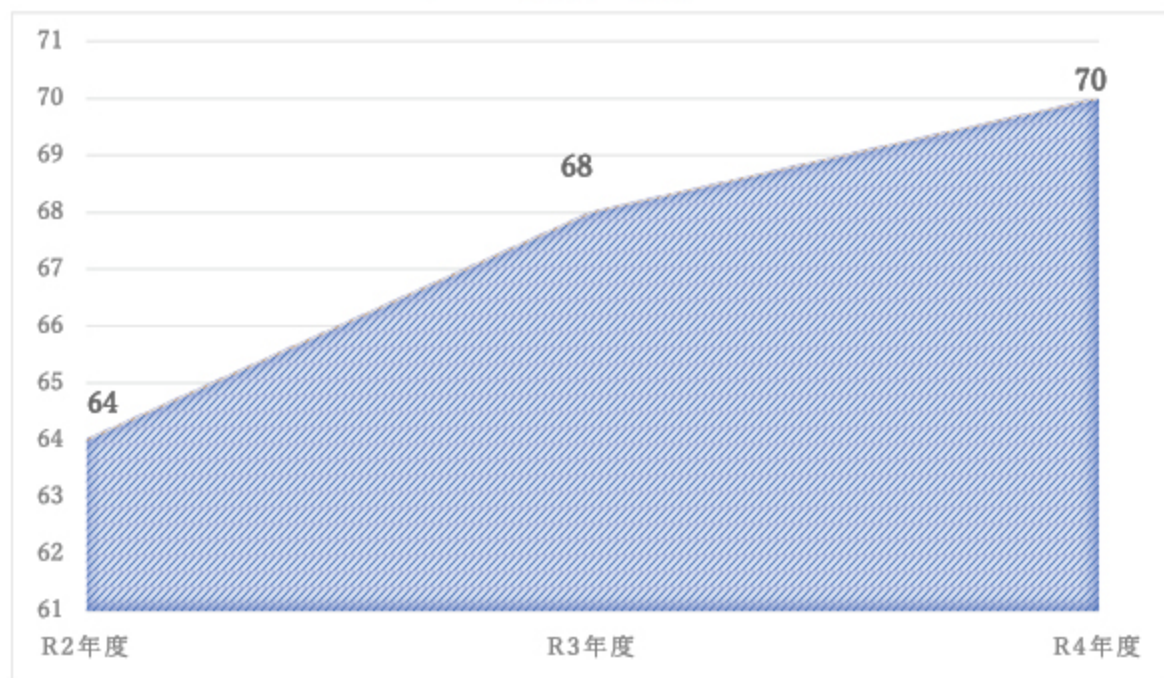
注：地域の实情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）新制度では、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が図られます。保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業は「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとなっております。

5 ひとり親家庭福祉の充実

＜現況と課題＞

昨今は、核家族化が進み、さらには社会経済の悪化等が要因となり、離婚率が上昇しており、母子・父子家庭が増加しています。ひとり親家庭に対する相談や行政の支援制度等の情報提供は不可欠であります。制度に対する周知や認識が不足しているのが現状です。制度等の情報提供を徹底することで、速やかな支援制度利用の促進を図る必要があります。

ひとり親家庭の推移



(泉崎村保健福祉課資料)

＜基本計画＞

(1) ひとり親家庭支援制度の周知

ひとり親家庭に対しては、「児童扶養手当」という国の制度があり、本村でも児童とその親等の医療費を助成する「ひとり親家庭医療費助成制度」があります。いずれも申請によって受給できるものであるため、村の広報や各施設等にパンフレットを設置するなど、速やかな申請によって制度を受けることができるよう推進します。

(2) ひとり親家庭相談の充実

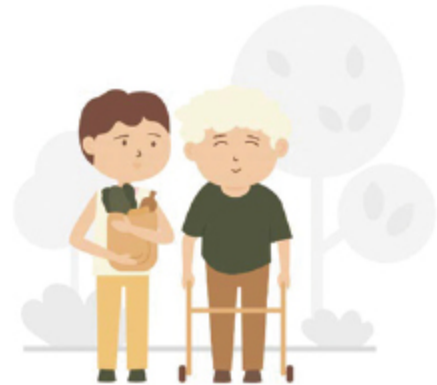
ひとり親家庭の抱える様々な問題に対し、親子の不安を解消するため、民生委員・主任児童委員などによる家庭訪問や学校訪問、児童相談などを行います。

＜実施施策＞

- 児童扶養手当
- 広報活動
- ひとり親家庭医療費助成制度
- 民生児童委員による定期家庭訪問
- 主任児童委員による学校等訪問

6 介護保険制度の充実

＜現況と課題＞



(1) 介護保険制度の周知と利用促進

高齢者は年々増加しておりますが、本村の65歳以上の高齢者（第1号被保険者）に対する介護保険要介護認定者^{*1}の割合は、令和5年3月現在17.4%であり、県平均20.0%より低い水準となっています。

また、要介護認定者の48.7%が介護サービス未利用となっています。要介護認定者の要介護度別の未利用者の割合をみると、要介護3と2が6.5%で最も低く要支援1が69.2%で最も高くなっています。介護保険制度の利用方法を知らない方、利用者負担を考えてサービス利用に踏み切れない方など要介護の認定を受けたにも関わらず介護サービスを利用していない要介護者やその家族に対し、介護保険制度の理解と効果を促進し、行政と家庭及び事業者が共に要介護者を支え合える介護を目指すため、今後も広報紙やホームページに掲載し、また、泉崎村地域包括支援センターの協力を得ながら、制度の周知を図る必要があります。

(2) 介護予防とサービス基盤の強化

介護サービスの利用により、家族の負担は軽減される状況になってきていますが、要介護状態が改善されるケースは少ないのが現状です。更に高齢化が進むにつれ、認知症の発症も増えています。

現在のサービスの利用状況をみると、施設の利用では、ほとんどの施設で入所希望待機者がある状態が続いており、施設サービス利用の要望が高い半面、サービスの提供基盤である施設の新設・増設がないのが現状です。

介護予防や寝たきり防止の施策を推進することは、高齢者本人の尊厳を守り、介護負担と介護費用の軽減をもたらす介護保険の基本要件であるので、早期認定、早期介護を促進し、初動体制を強化することが大きな課題です。

また、身体状況や要介護度の改善が見られた介護の情報は、被保険者と事業者共通の情報として蓄積し、高齢者社会の基本情報として活用していくことが求められます。

その意味でも関係部局による地域ケア会議^{*2}や包括ケアシステムの構築^{*3}な

第3編 基本計画

ど、積極的な連携や活用と高齢者が必要なサービスを円滑に利用できる環境の整備を図る必要があります。

- ※1 要介護認定者 介護を要する度数（要支援1・2及び要介護1～5）を認定された者のこと
- ※2 地域ケア会議 地域包括支援センター・社会福祉協議会・医療保険機関・介護老人福祉施設・在宅介護支援事業所及び保健福祉課の各担当職員で定期的に行う福祉や介護保険利用者等の統括的な検討会議
- ※3 包括ケアシステム 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。



<地域包括ケア>

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷり蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

出典：地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

<基本計画>

本村の介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を一期として見直しを行うこととされており、実績を踏まえた計画となります。在宅における自立支援の重視、保健、医療、福祉にわたる各種介護サービスの総合的かつ効率的な提供を図るため、住民一人ひとりの健康維持、介護保険制度の周知、介護予防や寝たきり防止、認知症予防などを強化推進しながら、地域で支え合える介護を目指し、円滑及び健全な介護保険の運営を推進します。

<実施施策>

(1) 介護保険制度の周知

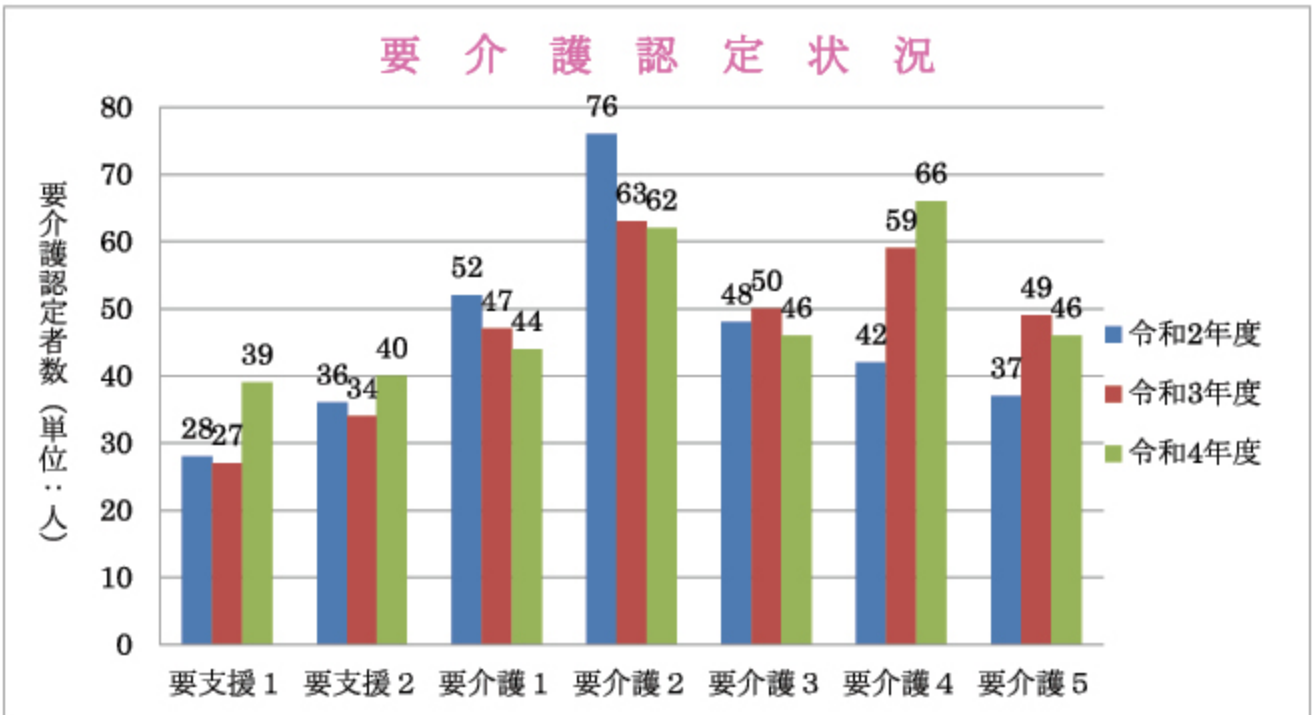
- 広報紙やホームページへの掲載
- パンフレットの作成

(2) 介護予防・寝たきり防止・認知症予防の推進

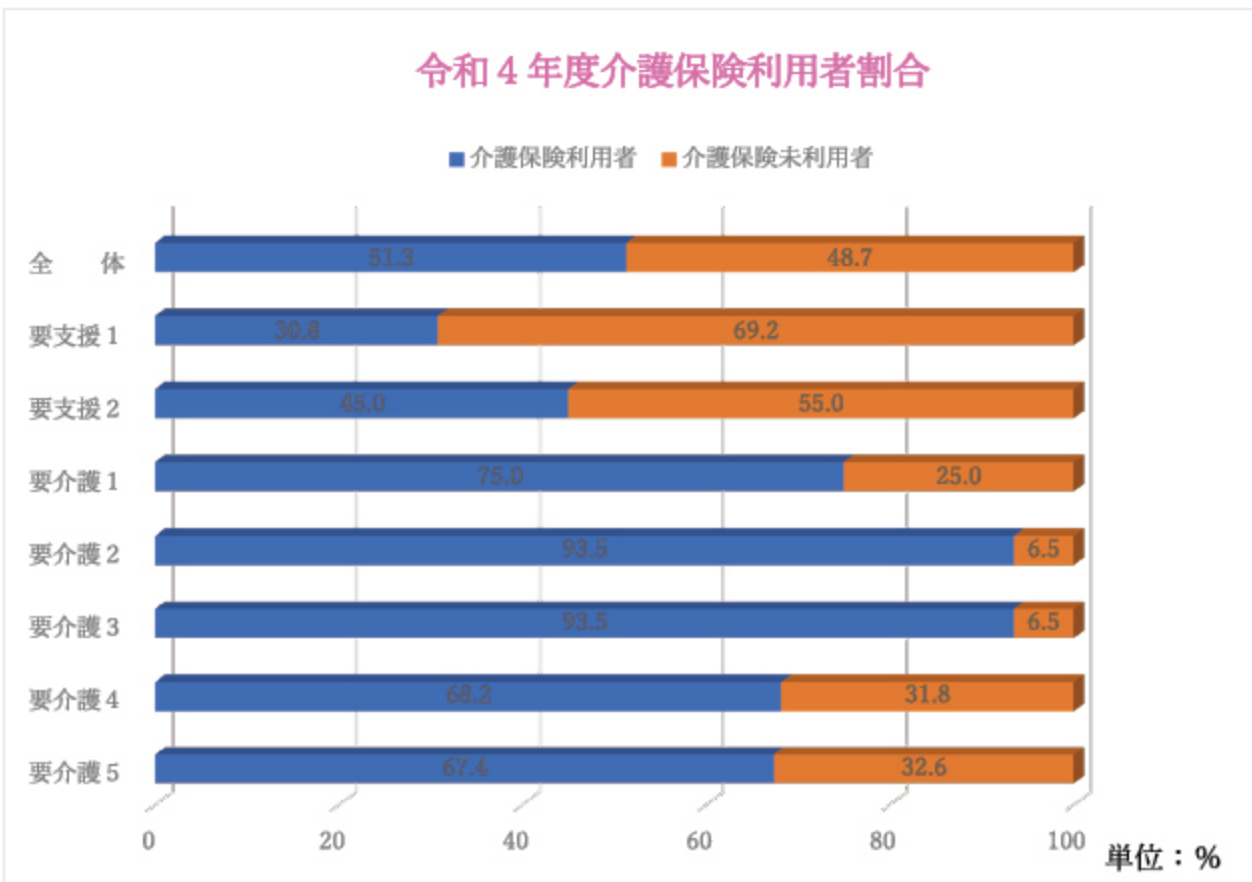
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会等との綿密な連携化
- 介護予防の啓発と参加の促進

(3) 居宅・施設サービスの質の向上

- 事業者の把握及び定期研修推進及び励行
- 定期的なアンケート調査による事業者の監視強化



(泉崎村保健福祉課資料)



(泉崎村保健福祉課資料)

第2節 健康づくりの推進



1 健康づくりの充実

＜現況と課題＞

高齢化率が上昇する中、食生活や生活スタイル等を原因とする心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病による死亡者の割合やこれらの疾病に伴う要介護者の増加が深刻な問題となっています。

家庭の核家族化などにより疾病の治療や、これを支える家族の負担も増大しています。本村では、認知症や引きこもり、寝たきり予防事業として、出前元気はつらつ教室を村内9地区で年間述べ90回実施し、これらの予防に成果を上げています。今後は、疾病の予防や重症化の予防のため、各種検診及び受診率、予防接種の接種率を高めることが重要となってきます。

また、安心した育児と子どもの健やかな成長のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない継続的な支援の充実を図る必要があります。



泉崎村総合検診受診者数

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
特定健診	1,073	484	1,085	390	1,039	459	1,021	469
結核検診 (65歳以上)	1,970	616	1,970	487	1,964	622	2,052	640
胃がん検診 (40歳以上)	2,154	417	2,154	136	2,307	379	2,321	376
大腸がん検診 (40歳以上)	2,154	754	2,154	594	2,307	746	2,321	742
肺がん検診 (40歳以上)	2,154	828	2,154	651	2,307	808	2,321	832
乳がん検診 (40歳以上)	1,299	175	1,299	188	1,325	187	1,332	197
子宮がん検診 (20歳以上)	1,443	282	1,443	246	1,488	267	1,488	205
骨粗鬆症検診 (30歳以上)	1,376	258	1,376	220	1,395	254	1,395	178

※乳がん検診は隔年検診(2年に1回)となっています。

＜基本計画＞

- (1) 健康を増進し、発病を予防する「一次予防」の推進
生活習慣病予防対策を行うことにより、健康で長寿の村の実現を目指します。
また、村民一人ひとりの健康意識を向上させ、生涯を通じて健康な生活がおくれるよう支援します。
- (2) 各種検診等で病気の早期発見・早期治療を支援する「二次予防」の推進
検診率の向上に努め、病気の早期発見・早期治療及び健康の維持・増進を推進します。
- (3) 疾病の重症化を予防する「三次予防」の推進
保健指導等を行い疾病の重症化予防に努めるとともに、心身の疾病を有しながら、住み慣れた家庭や地域で安心してかつ、自立して生活できる体制づくりに努めます。
- (4) 母子保健事業の充実
安心した育児と子どもの健やかな成長のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない継続的な支援に努めます。

＜実施施策＞

- (1) 健康を増進し、発病を予防する「一次予防」の推進
 - 介護予防（出前元気はつらつ教室）
 - 広報活動
 - 健康相談
 - 学校での健康講座
 - 村文化祭での健康福祉コーナー開設
 - 健康教室
 - 歯科事業
 - 予防接種事業
- (2) 各種検診等で病気の早期発見・早期治療を支援する「二次予防」の推進
 - 各種健康診査事業（特定健康診査等）
 - がん検診
 - 人間ドック
 - 訪問指導
 - 脳ドック
 - 健康相談
- (3) 疾病の重症化を予防する「三次予防」の推進
 - 各種健康教室・健康相談における啓発活動
 - 広報活動
 - 特定保健指導
 - 検診結果説明会
 - 訪問指導



(4) 母子保健事業の充実

- 母子健康手帳の交付
- 妊産婦健診
- 新生児聴覚検査
- こんにちは赤ちゃん訪問
- 出産・子育て応援事業
- 産後ケア事業
- 乳幼児健診・健康相談
- 育児クラブ（なかよしクラブ）
- 歯科事業
- 学校との連携（歯科教室・思春期教室等）

2 食生活の改善

<現況と課題>

近年、ライフスタイルの変化とともに食生活も偏りがちになり、運動不足に伴う生活習慣病の増加が叫ばれています。生活習慣病は、壮年だけではなく、子ども世代からの食生活が起因しているものとも言われています。

本村でも、朝食を食べない子どもが増えており、中高年層の糖尿病予備軍も高い傾向にあります。

そのため、生活習慣病を予防するためには、子ども世代からの正しい食生活を改善していく必要があります。

<基本計画>

正しい食事の在り方を習慣づけるために、広報などを通じて啓発します。

また、身近な地場産品を使い、バランスの良い食事を考え、工夫をして作り、そして、食べる習慣を身につけるために、料理コンクールを実施し優秀作品の表彰を行い、健康な料理を推奨し、啓発に努めます。

<基本施策>

- わが家のアイデア料理コンクール
- 乳幼児健診等の保健指導・栄養指導
- 各種健康診査後の保健指導・栄養指導
- 出前元気はつらつ教室での栄養に関する講話
- 広報活動



第3節 保険・医療の充実



1 国民健康保険・老人医療対策

＜現況と課題＞

我が国の健康保険制度は「国民皆保険」の制度によって、すべての国民が各種健康保険に属しています。経済不況が長引き就業率が年々低下するなか、地方自治体が運営する国民健康保険、広域連合が運営する後期高齢者医療保険は、社会的に弱い立場である人を救う受け皿になっています。

本村においては、令和5年8月末現在、1,339名（845世帯）が国保に加入しており、加入率は人口比で21.7%となっています。

医療費の伸びは、医療技術の高度化や疾病構造の変化に伴い過去5年間で増加してきており、令和4年度では保険給付費が過去最高となりました。

保険税については、被保険者の減少により、年々減少傾向にあり、医療費等の抑制に努め、国保の財政安定化を図っていく必要があります。

国民健康保険加入世帯数・被保険者数の状況

区分	国保世帯数	加入率	国保被保険者数	加入率
令和3年度	878	37.1%	1,434	22.7%
令和4年度	869	36.5%	1,400	22.5%
令和5年度	845	35.1%	1,339	21.7%

(泉崎村住民生活課 資料)

＜基本計画＞

村民の一人ひとりが健康な状態を保つことが、医療費の抑制に最も貢献することです。近年、問題となっている生活習慣病は、様々な疾病の固定化を引き起こすため、これを改善するための対策に力をいれる必要があります。

特定健診をはじめとした各種検診を充実させ、疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、病気を未然に防ぐための健康維持・増進を目的とする保健事業を展開していくこととします。また、ジェネリック医薬品の利用など、被保険者に医療制度の周知徹底を図るとも重要であると考え、これを実施します。

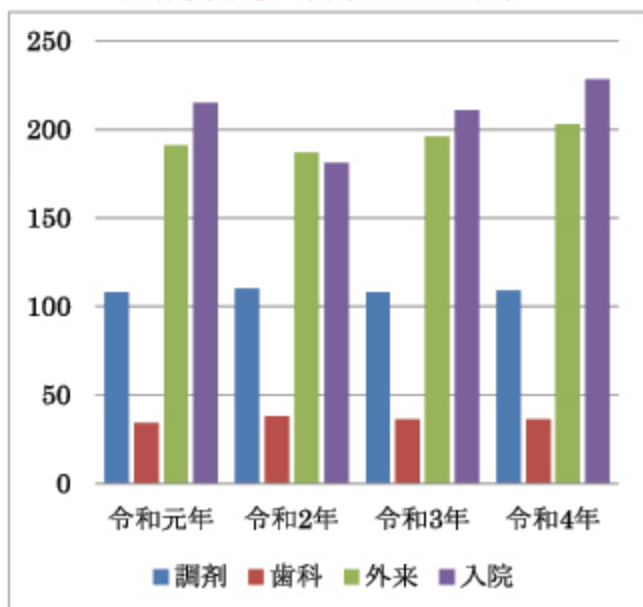
＜実施施策＞

- 保険制度周知事業の展開

- 各種健康教室、食生活改善教室のさらなる充実
- 学校などを通じた健康教育、食育の充実

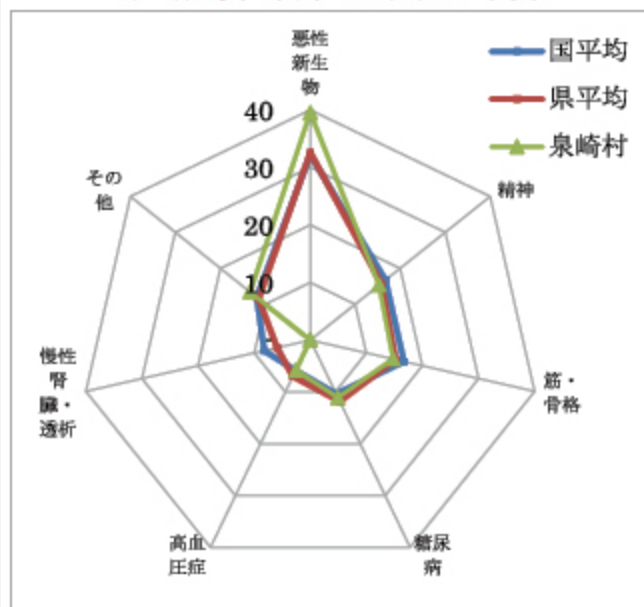
主要疾患の県平均との比較

医療費推移（単位：百万円）



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
調剤	108	110	108	109
歯科	34	38	36	36
外来	191	187	196	203
入院	215	181	211	228
合計	548	516	551	576
参考	1,650人	1,631人	1,671人	1,633人

診療費（率）※令和4年度



	悪性新生物	精神	筋・骨格	糖尿病	高血圧症	慢性腎臓・透析	その他
国平均	32.2	16.7	16.7	10.4	5.9	8.2	11.9
県平均	32.6	15.8	15.2	11.8	7.0	5.9	11.5
泉崎村	39.5	15.3	14.8	11.1	5.8	※	13.4

令和4年度国保データベースシステム(KDB)「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

2 地域医療の充実

<現況と課題>

本村では、平成21年度より村が運営していた村立病院（一般病床数67床、介護療養型医療施設8床）から、診療所機能を持った施設として民間に委託し、診療所と併設の介護老人保健施設、また、歯科医院3か所、薬局が1か所あり、村の地域医療を担っています。



特に、診療所は地域医療の重要な部門であり、内科・外科・胃腸内科・心臓血

管外科・小児科・眼科・整形外科・形成外科・皮膚科・禁煙外来・脳神経外科の11科を診療しており、併設の介護老人保健施設では、施設入所サービス（ロングステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）で85床を備えており、通所リハビリテーション（デイケア）も行っています。また、自動車による通院介助等による利用者の利便性の向上にも努めています。但し、診療所のために入院設備が備わっておらず、入院医療や高度医療、専門的な疾患に対しては、設備の整った医療機関への速やかな対応が求められるところです。



泉崎南東北診療所



介護老人保健施設泉崎南東北リハビリテーション・ケアセンター

<基本計画>

初期医療を担う診療所は、村の医療部門として、地域住民にとっては重要かつ不可欠な存在です。今後も地域医療の根幹部門として医療の質の向上を図り、広域的医療機関との役割分担や連携を強化し、子どもから高齢者まで幅広い医療の充実に努めるよう支援していきます。

<基本施策>

- 診療所への支援
- 救急医療体制の維持及び充実
- 立地適正化計画策定
- 駅周辺整備事業の推進
- 都市構造再編集中支援事業



泉崎駅周辺整備計画

第 6 次総合振興計画

The 6th Strategic

The Master Plan of Izumizaki Village.

VI